

計画の策定等について

令和4年10月31日（月）
内閣府地方分権改革推進室

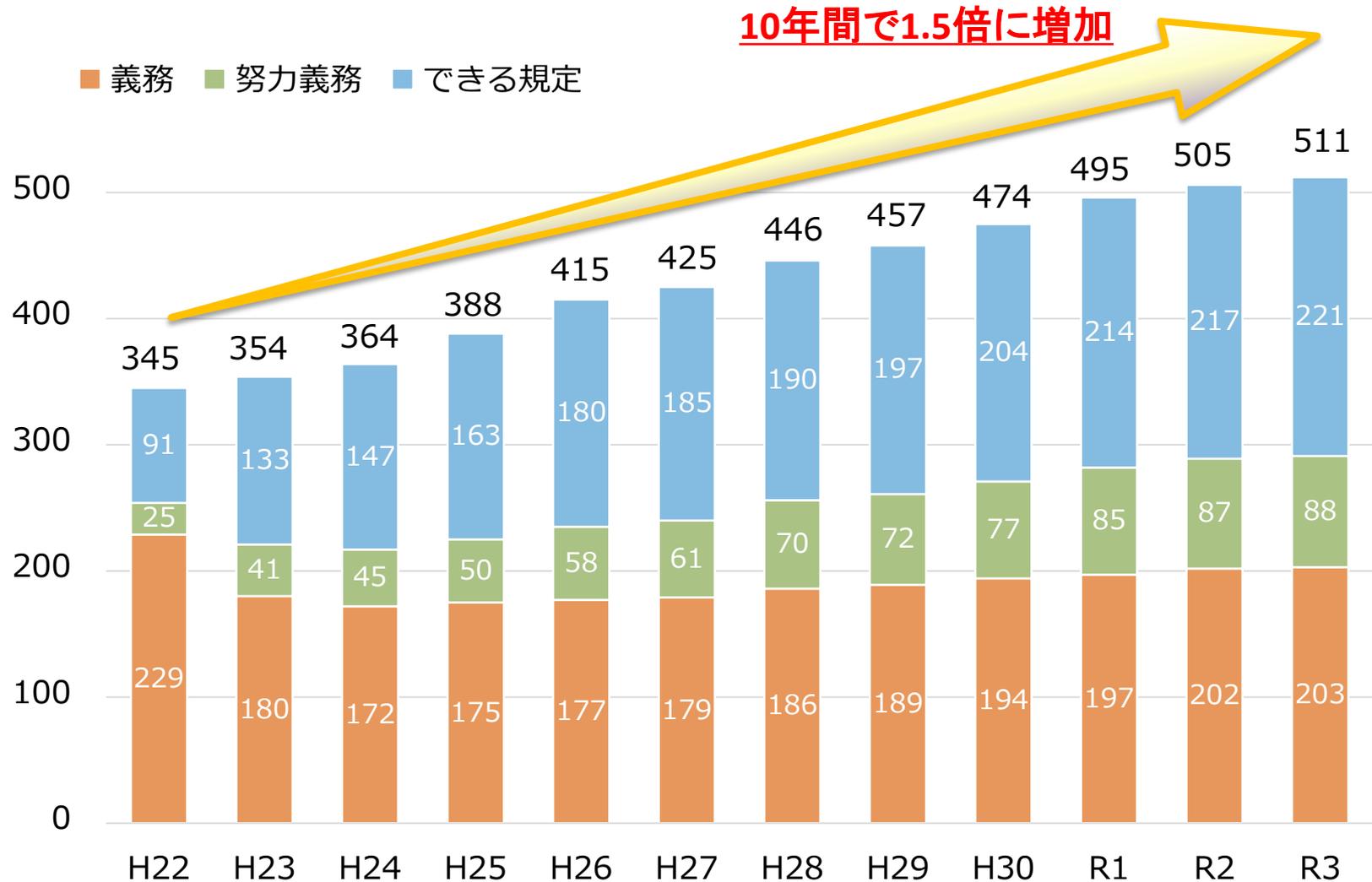
「計画策定等」に係る主な検討経緯

時期	主な経緯
平成20年12月	地方分権改革推進委員会第2次勧告
平成21年10月	地方分権改革推進委員会第3次勧告 ※これらの勧告に基づき、第1次及び第2次地方分権一括法等で計画策定等に係る義務付けの見直しを実施
令和3年2月24日	地方分権改革有識者会議において「計画策定等に関する法律の条項数が、10年間で約1.5倍に増加している」調査結果が報告され、令和3年の提案募集に関し、「計画策定等」を重点募集テーマとして設定
令和3年11月12日	地方分権改革有識者会議において「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(案)」及び「計画策定等に関するワーキンググループ」開催を決定。有識者会議とりまとめ了承 ※計画策定等に関するワーキンググループは、令和3年11月から令和4年2月まで計4回開催
令和3年12月21日	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)[抄] 「地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。」
令和4年2月28日	・地方分権改革有識者会議において「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」を了承 ・令和4年の提案募集に関し、再び「計画策定等」を重点募集テーマとして設定
令和4年4月13日	経済財政諮問会議において有識者議員から「国は法令上の新たな計画等の義務付け・枠付けについて必要最小限とすべき」との指摘あり。野田大臣から「地方分権の観点からも、地方公共団体に策定を求める計画等の抑制、既存計画との統合などの基本原則を確立することが重要である」旨の発言あり。
令和4年6月7日	経済財政運営と改革の基本方針 2022(閣議決定)[抄] 「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」

第2次地方分権改革

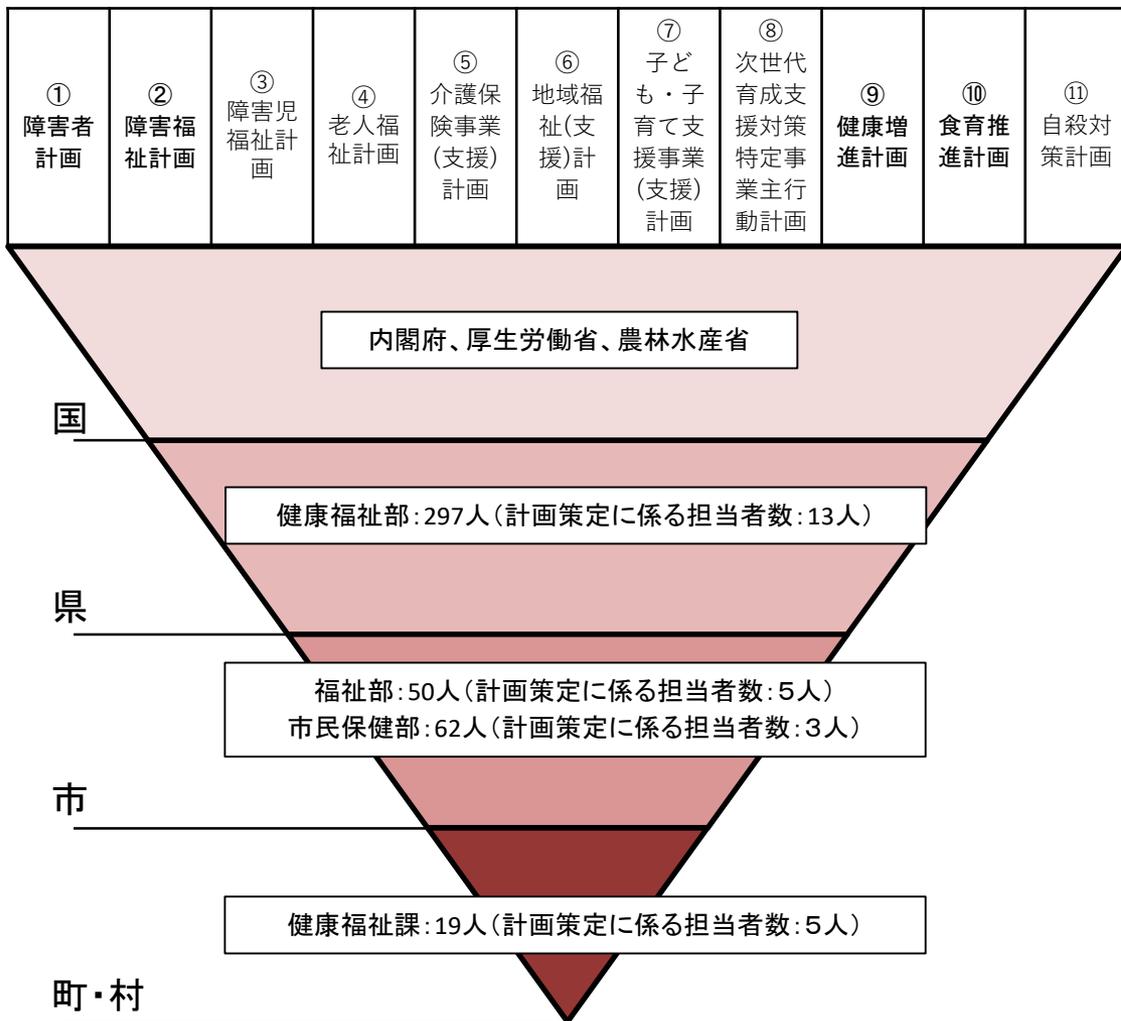
計画策定等をめぐる課題と論点

1. 計画等の策定に関する法律の条項数の推移（H22～R3）



※1つの条項において計画の策定を義務付けるとともに、別の計画の策定を「できる」とする場合があるため、「全体」と「義務・努力義務・できる規定」の内訳の合計は一致しない。

2. 計画策定等に係る人員組織体制と事務負担の例 ～逆三角形の構造～



計画	法律	期間	規定
①	障害者基本法	中長期 (概ね5年)	義務
②	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	3年	義務
③	児童福祉法	3年	義務
④	老人福祉法	3年	義務
⑤	介護保険法	3年	義務
⑥	社会福祉法	5年	努力
⑦	子ども・子育て支援法	5年	義務
⑧	次世代育成支援対策推進法	5年	義務
⑨	健康増進法	10年	努力
⑩	食育基本法	5年	努力
⑪	自殺対策基本法	5年	義務

令和3年における計画関係提案の対応方針分類

- 関係府省との間で調整を行った案件は29件 ※1案件で複数の分類に当てはまるものがあるため、合計は29件にならない。
- 28件は「提案の趣旨を踏まえ対応」(うち3件について第12次一括法により改正)、1件は「現行規定で対応可能」という結果が得られた。

① 計画等の策定義務の廃止を求めたもの…2件

<実現>

なし

<引き続き検討>

- ・「都道府県献血推進計画」
- ・「都道府県分別収集促進計画」

② 既存計画等との統合や一体的策定を可能とすることを求めたもの…9件

<実現>

- ・「地域気候変動適応計画」
- ・「都道府県分別収集促進計画」及び「廃棄物処理計画」
- ・「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」及び「指定管理鳥獣捕獲等事業管理計画」
- ・「地域再生計画」及び「地方創生推進交付金実施計画」※同様の提案が3件
- ・「地方版消費者基本計画」及び「都道府県(市町村)消費者教育推進計画」
- ・「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」

<現行規定で対応可能>

- ・「地方公共団体実行計画」(地球温暖化対策法)、「行動計画」(環境保全促進法)及び「地域気候変動適応計画」

③ 計画等の内容に係る見直しを求めたもの…9件

<実現>

- ・「地域気候変動適応計画」
- ・「農村地域産業等導入基本計画」(第12次一括法により改正)
- ・「都道府県(市町村)まち・ひと・しごと創生総合戦略」※同様の提案が2件
- ・「都道府県防除実施方針」及び「市町村防除実施計画」

<引き続き検討>

- ・「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」※同様の提案が3件
- ・「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」及び「指定管理鳥獣捕獲等事業管理計画」

④ 計画等の策定に係る手続の見直しを求めたもの…13件

<実現>

- ・「地方公共団体実行計画」(地球温暖化対策法)の策定・実施マニュアルを改定
- ・「地域気候変動適応計画」の策定マニュアルを改定
- ・「第二種特定鳥獣管理計画」における意見聴取手続の簡素化・合理化が可能である旨を明確化
- ・「応急工事計画」(土地改良法)に係る議会の議決を不要に (第12次一括法により改正)
- ・「地籍調査事業計画」に関する変更手続きの廃止
- ・「流域別下水道整備総合計画」に係る国土交通大臣への協議を不要に(第12次一括法により改正)
- ・「下水道事業計画」の変更の内、軽微なものについては国土交通大臣への協議を不要に
- ・「地域再生計画」の審査方法の改善、提出期限の見直し(それぞれ1件)
- ・「地籍調査の実施に関する計画」の様式は独自に定めることが可能であることを明確化

<引き続き検討>

- ・「市町村子ども・子育て支援事業計画」における量の見込みの算出方法の見直し
- ・「都道府県賃貸住宅供給促進計画」の策定における都道府県の事務負担軽減に資する方策
- ・「市町村農業振興地域整備計画」の変更手続きの見直し

⑤ 計画等の策定期間の弾力化を求めたもの…6件

<実現>

- ・「都道府県賃貸住宅供給促進計画」(「住生活基本計画」と一体のものとして策定する場合)

<引き続き検討>

- ・「障害者基本計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」※同様の提案が3件
- ・「介護保険事業計画」
- ・「消費者基本計画」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」

「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」のポイント

(令和4年2月28日地方分権改革有識者会議了承)

令和4年提案募集における見直しの考え方

① 計画等の策定そのものの廃止等

- 国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの
- 実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの
- 地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの
- 政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの
- 計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるもの

② 計画等の内容及び手続の見直し

- 義務的な(実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。以下同じ。)記載事項を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- 策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- 義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- 義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの(計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。)
- 地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合(分野別基本計画等の中に記載を加えることを含む。)して策定できることを明確化すべきもの
- 他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの

以上の視点で地方からの提案を募集し、各府省にも同様の見直しを要請すべき

計画策定等における基本的な考え方

(基本原則) 政府の方針として定めるべきもの

- ◆ 国が地方公共団体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、真に必要な場合であっても、計画等の内容や手続については、地方公共団体の判断にできる限り委ねること
- ◆ 計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他の地方公共団体との共同策定を可能とすること

(留意すべき事項) 各府省が留意すべきもの

- 計画等に関する義務的な国等への協議や報告、公表等の手続について、真に必要なものに限定することとし、原則不要とすること
- 計画等に関する記載内容やその策定方法、策定に当たった意見聴取手続等の義務付け・枠付け(実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。)については、私人の権利保護や公平性確保の観点等、真に必要なものに限定すること
- 計画等の策定に要する地方公共団体の事務負担が、その権限や規模に照らして、適切な水準となるよう十分配慮すること
- 自治事務に関する計画等に関し、地方公共団体に示されている通知や策定マニュアル等については、技術的助言であることを通知上、明確化すること
- 計画等に関し、その制度や枠組みを創設あるいは変更しようとする際には、地方公共団体の意見を十分聞くこと
- デジタル技術の活用による情報連携等を通じ、計画策定等に関する地方公共団体の事務負担の軽減を図るとともに、地方公共団体が計画以外の適切な手法を選択することを可能とする等、デジタル化を通じた地方公共団体の政策立案の効率化を検討すること

「経済財政運営と改革の基本方針2022」について（抄）

（令和4年6月7日閣議決定）

第4章 中長期の経済財政運営

4. 国と地方の新たな役割分担

（前略）

国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。

（後略）

令和4年の提案募集における「計画策定等」に関する提案について

提案総数：291件（R3：220件）、うち計画関係提案数：68件（R3：33件）

<内訳>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案	64件
重点の提案件数	61件 (50事項)
非重点の提案件数	3件
提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案	4件

<提案の具体例>

○**公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化**

公立大学法人の設立団体である地方公共団体が事業年度ごとに行う年度評価及び公立大学法人が事業年度ごとに策定する年度計画について、国立大学法人と同様に廃止する。

○**マンション管理適正化推進計画の廃止**

マンション管理組合が作成するマンション管理計画の認定制度を運用する上で必要となっている地方公共団体におけるマンション管理適正化推進計画を廃止する。

○**市町村における学校教育情報化推進計画の廃止及び計画策定を財政措置の前提条件としないこと**

他の計画と重複する内容が多い市町村が策定する学校教育情報化推進計画を廃止する。